

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に
基づく介護施設等の設置及び運営候補事業者募集要項
【第2次募集分】

令和3年9月

盛岡市 保健福祉部 介護保険課

〒020-8530

盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所

別館5階 事業所指定係

電話 019-626-7562

FAX 019-651-1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

盛岡市ホームページ

介護保険ページアドレス

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/index.html>

【 目 次 】

1	はじめに	3 ページ
2	募集内容	3 ページ
3	応募の要件	4 ページ
4	応募に当たっての留意事項	5 ページ
5	応募の受付期間, 方法等	5 ページ
6	募集要項等に関する質問	6 ページ
7	応募書類	6 ページ
8	事業候補者の選定方法	7 ページ
9	結果の通知及び公表	7 ページ
10	設置に対する補助制度	7 ページ
11	禁止事項	8 ページ

別紙 応募書類一覧

D 【小規模多機能型居宅介護 用】

G 【特定施設入居者生活介護 用】

L 【認知症対応型共同生活介護（増床）用】

Q 【認知症対応型共同生活介護（新設）用】

J J 【特別養護老人ホーム（既存施設に併設する短期入所生活介護からの転換）用】

別添

第8期計画に基づく介護施設の公募一覧

Q & A

盛岡市における地域密着型サービス施設の整備状況

1 はじめに

盛岡市は、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、令和3年度から5年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしております。

今回の募集は、この計画に基づき、次に掲げる介護施設等の設置及び運営を行う事業候補者を募集するものです。

2 募集内容

募集する施設は、次のとおりです。

募集D

- ・ 募集施設等 小規模多機能型居宅介護
- ・ 募 集 数 3施設
- ・ 整備区分 新設（既存建物の活用を含む。）
- ・ 開設時期 令和4年9月30日までとする。
- ・ 応募書類 別紙D 応募書類一覧のとおり。

募集G

- ・ 募集施設等 特定施設入居者生活介護
- ・ 募 集 数 78床分
- ・ 整備区分 新設又は既存施設の別は、問わない。
- ・ 開設時期 令和4年9月30日までとする。
- ・ 応募書類 別紙G 応募書類一覧のとおり。
- ・ 備 考 応募床数は、募集数の範囲内で任意とします。なお、応募状況により、募集数に過不足が生じた場合は、床数を調整することがあります。

募集L

- ・ 募集施設等 認知症対応型共同生活介護
- ・ 募 集 数 1施設 1床
- ・ 整備区分 増床
- ・ 開設時期 令和3年度とする。
- ・ 応募書類 別紙L 応募書類一覧のとおり。

募集Q

- ・ 募集施設等 認知症対応型共同生活介護
- ・ 募集数 1施設（定員9人×2ユニット）
- ・ 整備区分 新設（既存建物の活用を含む。）
- ・ 開設時期 令和4年9月30日までとする。
- ・ 応募書類 別紙Q 応募書類一覧のとおり。

募集J J

- ・ 募集施設等 特別養護老人ホーム
- ・ 募集数 1施設 5床
- ・ 整備区分 既存施設に併設する短期入所生活介護からの転換
- ・ 整備の条件 ユニット型施設にあつてはユニット型，従来型施設にあつては従来型での転換であること。
- ・ 開設時期 令和4年度とする。
- ・ 応募書類 別紙J J 応募書類一覧のとおり。

3 応募の要件

- (1) 別表1に掲げる法令等に定める者。ただし，社会福祉法人については，設立予定法人を含む。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定の取消等の処分を受けたことがない者
- (3) 盛岡市に納めるべき法人市民税，固定資産税，軽自動車税に滞納がない者
- (4) 平成28年度以降に，盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしていない者
- (6) 禁治産若しくは準禁治産の宣告，後見の登記又は破産宣告若しくは破産手続開始決定確定等のいずれの通知もを受けていない者（上記2（募集内容）における募集E（看護小規模多機能型居宅介護）への応募で，病床を有する診療所を開設している者に限る。）
- (7) 役員（就任予定者を含む。）等が盛岡市暴力団排除条例（平成27年盛岡市条例第9号）に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (8) 別表2に掲げる条例に定める基準等を満たす計画であること。
- (9) 上記2（募集内容）における募集ごとの開設時期までに，開設可能な計画であること。
- (10) 選定された場合，介護予防サービスの指定の申請を行うこと。

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 介護施設等の設置及び運営事業者として選定された後に事業計画を変更し，又は上記2（募集内容）における募集ごとの開設時期までに開設できない場合は，選定自体を取り消すことが

あります。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、開設時期を変更することがあります。

- (2) 新たに施設建設を行う場合の土地の選定に当たっては、市街化区域を優先して選定してください。なお、市街化調整区域を事業予定地とするときは、市街化区域を選定しなかった理由を明らかにし、開発許可等の見込みがあること等の要件を満たしていることが条件となります。
- (3) 土地又は建物に係る建築基準、消防設備等については、あらかじめ、法令等の要件を確認し、担当部署との協議を事前に済ませた上で応募してください。協議を要する事項については、応募書類の様式3「土地・建物に係る関係部署との協議状況調書」を参考とし、適切に行ってください。

なお、本市において開発行為等を行う場合における相談窓口は、次のとおりです。所在地、連絡先等は、盛岡市ホームページ「各課の業務案内及び電話番号（ページ番号：1011879）」及び盛岡地区広域消防組合ホームページから確認することができます。

ア 都市計画法関係	盛岡市都市整備部都市計画課
イ 建築基準法関係	盛岡市都市整備部建築指導課
ウ 道路関係	盛岡市建設部道路管理課等
エ 農業振興地域・農地法関係	盛岡市農林部農政課、農業委員会事務局等
オ 文化財保護法関係	盛岡市教育委員会歴史文化課
カ 消防関係	選定した圏域を所管する消防署

- (4) 盛岡市の木材等の地元資源を可能な限り活用するよう計画してください。
- (5) 応募内容を確認するため、必要に応じ調査を行います。
- (6) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず、書類は、返却しません。
- (7) 特別養護老人ホームの設置者にあつては「社会福祉法人等による生計困窮者に対する利用者負担額軽減制度」に、積極的に取り組むようお願いします。
- (8) 応募書類の作成に当たっては、別添のQ&Aも参考としてください。

5 応募の受付期間、方法等

次により、随時受付を行います。なお、面接審査は、受付期間終了後の開催を予定するため、応募があつてから運営事業者としての採否の決定までに、数か月程度要する場合があります。面接審査期日の時期の目安は、別添の「第8期計画に基づく介護施設の公募一覧」を参照してください。

(1) 応募の受付期間等

- ア 期間 令和3年9月14日（火）から令和3年10月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 時間 応募書類を持参する場合は、午前10時から午後4時までとします。受付期間末日の午後4時を過ぎた場合は、応募書類の提出を認めません。

(2) 応募方法等

- ア 応募に当たっては、上記2（募集内容）における募集ごとに行ってください。

イ 応募書類の提出先は、盛岡市役所 本庁舎別館 5 階 保健福祉部 介護保険課 事業所指定係（020-8530 盛岡市内丸12番 2 号）とします。

ウ 応募書類の提出は、持参、書留又は簡易書留によるものとし、持参以外の場合は、応募の受付期間の末日必着とします。

(3) その他

ア 書類の書き方等に係る相談については、審査に影響しない範囲で対応します。書類の書き方について事前に確認を要する場合は、受付期間末日の 1 週間前までに相談してください。

受付期間末日に書類を持参した場合は、不備等があってもそのまま受理することがあります。

イ 応募者又は事業候補者がいない場合は、再度募集することがあります。

6 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、応募の受付と並行し、次により行います。

(1) 質問の方法

盛岡市ホームページ「介護施設などの設置及び運営候補事業者の募集【第 2 次募集分】（ページ番号1036838）」に設置した質問フォームに入力し、送信してください。なお、公募に関する応募状況、審査状況等については、回答できません。また、電話、口頭又はメールによる質問は、受け付けません。

(2) 質問の受付期間等

ア 期間 令和 3 年 9 月 14 日（火）から令和 3 年 10 月 8 日（金）まで

イ 宛先 盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係（質問フォームを使用）

ウ その他 質問送付票を受付した際は、その旨通知します。土曜日、日曜日及び祝日を除き、3 日以内に通知が届かない場合は、電話等により確認してください。

(3) 回答の方法 10 月 1 日（金）までに受付した質問に対する回答は、10 月 8 日（金）までに、10 月 2 日（土）から質問の受付期間の末日までに受付した質問に対する回答は、10 月 15 日（金）までに、盛岡市ホームページ上で公表します。

7 応募書類

(1) D, G, L, Q, J J の募集区分に対応する応募書類一覧のとおり提出してください。

(2) 提出部数は、応募時に 1 部とし、内容を確認した後に写し 5 部の提出を求めます。

(3) 応募書類は、すべて A 4 判に統一し、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、書類番号ごとにフラットファイル又はパイプ式ファイルに綴じてください。なお、A 3 判の図面等は、A 4 判折りにし、A 5 判、B 5 判等の用紙は、A 4 判用紙に貼付して綴じてください。

(4) フラットファイル等の表紙及び背表紙に、法人名及び募集施設を記載してください。

(5) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等は、できません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。

8 事業候補者の選定方法

(1) 事業候補者の選定は、別に定める盛岡市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営候補事業者選定要領に基づき、書類審査及び面接審査により行

います。

- (2) 面接審査は、受付終了後50日以内に行うものとし、その実施に当たっては、応募者に対し、面接審査の2週間前までに日程を通知します。
- (3) 審査結果によっては、募集数に満たない場合でも、事業候補者を選定しないことがあります。

9 結果の通知及び公表

選定結果は、面接審査の終了後おおむね2週間程度で通知するとともに、盛岡市ホームページ上で、事業候補者を公表します。

10 設置に対する補助制度

事業候補者に選定されることをもって、補助金の交付対象となることが保証されるものではありません。資金計画の策定に当たっては、補助金の不交付にも対応できるよう計画してください。

なお、現段階における補助制度は、次のとおりとなっています。

- (1) 施設等整備費（施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費）

募集	種別	単位	補助上限額 (新設)	補助上限額 (空き家の活用)
Q	認知症対応型共同生活介護	施設	33,600千円	8,910千円
D	小規模多機能型居宅介護	施設	33,600千円	8,910千円

- (2) 開設準備経費（円滑な開所及び既存施設の増床の際に必要な備品購入費、需用費等）

募集	種別	単位	補助上限額
L, Q	認知症対応型共同生活介護	床	839千円×床数
D	小規模多機能型居宅介護	宿泊定員	839千円×宿泊定員数
G	特定施設入居者生活介護	床	839千円×床数

11 禁止事項

次に掲げる行為等が認められた場合は、審査を行うことなく失格とします。なお、事業候補者として選定された後であっても同様とします。

- (1) 審査の前に、審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触すること
- (2) 応募書類に関し次に該当する場合
 - ア 内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - イ 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置、建築基準、消防設備その他の重要な事項に問題が生じ、施設の開設が困難となった場合
- (3) その他市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

別表 1

募集施設	法人等 種別	法令等
D, L, Q	法人	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第62号） （指定地域密着型サービス事業者の要件） 第3条 略 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は，法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。
G	法人	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第62号） （指定居宅サービス事業者の要件） 第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は，法人とする。略
J J	社会福祉法人	老人福祉法（昭和38年法律第133号） （施設の設定） 第15条 略 4 社会福祉法人は，厚生労働省令の定めるところにより，都道府県知事の認可を受けて，養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 附 則 （特別養護老人ホームの設置に係る特例） 第6条の2 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は，第15条第4項，第16条第3項及び第4項並びに次条の規定（これらの規定中特別養護老人ホームに係る部分に限る。）の適用については，社会福祉法人とみなす。

別表 2

募集施設	法人等 種別	条例
D, L, Q	法人	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日条例第64号）
G	法人	- 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例 - 各施設の類型に応じた基準，指導指針等
J J	社会福祉法人	- 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年盛岡市条例第60号） - 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第66号）